

日本歯科新聞

2010年(平成22年)5月11日(火曜日)

海外技工反対のポスターを作成

17条を守れ

歯科技工法 第17条

歯科医療は歯科医にてなければ果して歯科医を守らなければならない。

歯科技工委託



国内無資格者
海外無資格者
海外歯科技工所

園の義務

国民の健康と安全、安全を守る義務がある

憲法 第25条

- すべての国民は、健康で文化的と精神的に生活を営む権利を有する。
- 國は、すべての生活必需品において、社会保険、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

厚生労働省
「17年通達」
「22年通達」

撤廃 輸入禁止

歯科医療を守る国民運動推進本部

海外委託の歯科技工問題で国を相手に最高裁で争っている全国の歯科技工士有志による違法入れ

歯断固阻止・歯科医療を守る国民運動推進本部(脇本征男代表)は、海外技工の違法性を訴える新しいポスターを作成し

た。ポスターでは歯科技工法の「17条を守れ」と大書きし、歯科技工の委託先として、国内歯科技工所以外の国内無資格者、海外無資格者、海外歯科技工所の文字にバツ印をつけている。

更に国の責務として憲法25条を示し、厚労省に対し、「17年通達」と「22年通達」の撤廃、輸入禁止を掲げている。